

2025年10月

お客様各位

株式会社京葉銀行

貸金庫規定改定のお知らせ

このたび、金融機関による貸金庫業務の適正化、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点から、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が2025年5月に改正されました。本改正では、貸金庫に格納いただけないものとして「現金」が明記されています。

これを受け、当行では以下のとおり貸金庫規定を改定いたします。改定後の規定は、従前よりご利用いただいているお客様に対しても適用されますので、ご了承ください。

記

1. 改定日

2026年4月1日

2. 主な改定内容

- 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を当行所定の方法で申告いただくこと等

（注）現金には、日本円のほか、外国通貨も含まれます。

日本円のうち格納いただけない現金とは、以下の①と②となります。

- ①現在発行されている銀行券・貨幣（[日本銀行のホームページ](#)をご参照ください）
- ②2007年に発行停止の一万円券（福沢諭吉）

※改定箇所は[こちら](#)をご参照ください。

3. お客様へのお願い

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客様におかれましては、改定日までに現金をお取り出しいただきますようお願いいたします。

以上